

港区公衆浴場法施行細則を公布する。

平成二十四年三月二十三日

港区長 武井雅昭

港区規則第十三号

港区公衆浴場法施行細則

港区公衆浴場法施行細則（昭和五十五年港区規則第四十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号。以下「法」という。）及び港区公衆浴場法施行条例（平成二十四年港区条例第十五号。以下「条例」という。）の施行に関し、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（営業許可申請）

第二条 省令第一条の規定による申請書は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

一 公衆浴場を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路及び公衆浴場等の見取図（縮

尺二千分の一以上のもの)

二 建物配置図、平面図、正面図、側面図及び断面図（縮尺百分の一以上のもの）

三 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

四 経営しようとする公衆浴場が、条例第三条第二項第一号に規定するその他の公衆浴場であるときは、電気設備の配置及び配線を明らかにした図面並びに各個室の詳細図

五 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2 前項の規定による申請書を提出する者が、条例第二条第一項に規定する普通公衆浴場を借り受け、又は譲り受けて経営するものであるときは、前項第一号から第三号までに掲げる書類（第二号にあつては、平面図を除く。）を省略することができる。

（営業許可書の交付等）

第三条 区長は、法第二条第一項の規定により許可をしたときは、第二号様式による公衆浴場営業許可台帳を作成し、第三号様式による公衆浴場営業許可書を交付するものとする。

2 区長は、法第二条第二項の規定に基づき許可をしないときは、第四号様式による公衆浴場営業不許可通知書により通知するものとする。

（営業開始届）

第四条 法第二条第一項の規定による許可を受けた者は、公衆浴場の営業を開始しようとするときは、第五号様式による公衆浴場営業開始届を区長に提出しなければならない。ただし、

条例第二条第一項に規定する普通公衆浴場の営業を借り受け、若しくは譲り受けて開始するとき又は同条第二項に規定するその他の公衆浴場の営業を開始しようとするときは、この限りでない。

(承継の届出)

第五条 省令第二条の規定による相続の届出をしようとする者は、第六号様式による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

第六条 省令第三条の規定による合併の届出をしようとする者は、第七号様式による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

第七条 省令第三条の二の規定による分割の届出をしようとする者は、第八号様式による公衆浴場営業承継届を区長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第八条 省令第四条の規定による届出をしようとする者は、第九号様式による公衆浴場営業許可事項変更届又は第十号様式による公衆浴場廃止(停止)届を区長に提出しなければならない。

(患者を入浴させるための許可申請)

第九条 法第四条ただし書の規定により区長の許可を受けようとする者は、第十一号様式による患者入浴許可申請書を区長に提出しなければならない。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第十条 条例第三条第一項第九号イの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2 条例第三条第一項第九号ロの区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるとききの措置)

第十一条 条例第三条第一項第十号イの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2 条例第三条第一項第十号ロの規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3 条例第三条第一項第十号ハの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4 条例第三条第一項第十号ホの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

(基準の特例の承認申請)

第十二条 条例第四条の規定により基準の特例の承認を受けようとする者は、第十二号様式による特例承認申請書に承認を受ける必要を証する書類を添え、区長に提出しなければならぬ。

2 区長は、前項の基準の特例を承認したときは第十三号様式による特例承認書を交付し、基

準の特例を承認しないときは第十四号様式による特例不承認通知書により通知する。

3 新たに公衆浴場を設置しようとする者が第一項に規定する申請をする場合は、第二条の規定による営業許可申請と同時に行わなければならない。

付 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の港区公衆浴場法施行細則の様式（第一号様式_ニを除く。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

(宛先) 港区長

住 所
申請者
氏 名

年 月 日生 電話()

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業の許可を受けた
いので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 公衆浴場の種別 普通公衆浴場 その他の公衆浴場()
- 5 施設の構造設備(別紙のとおり)
- 6 管理者の氏名
- 7 工事着手予定年月日及び施設完成予定年月日
- 8 営業開始予定年月日

添付書類

- (1) 公衆浴場を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等の見
取図(縮尺2,000分の1以上のもの)
- (2) 建物配置図、平面図、正面図、側面図及び断面図(縮尺100分の1以上のも
の)
- (3) 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (4) 公衆浴場が港区公衆浴場法施行条例第3条第2項第1号に規定するその他の公
衆浴場であるときは、電気設備の配置及び配線を明らかにした図面並びに各個室
の詳細図
- (5) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(裏)

行政処分・注意指導記録票の交付等
主 体 内 容

年 月 日	施 設 の 構 造 設 備		備 考
. . .			
. . .			
. . .			
建築物の使用階	飲料水の種類 浴槽水の種類		
脱衣室面積	男 湯 女 湯	(港区公衆浴場法施行条例第3条第2項第1号施設)	待合室面積
洗い場面積		各個室面積	
水 栓 数			
湯 栓 数		(備 考)	
シャワー数			
浴 槽 面 積 (屋 外)			
浴 槽 数			
熱気室面積			
熱気設備数			

第 号

公衆浴場営業許可書

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その
事務所所在地及び名称〕

年 月 日付けで申請のあつた公衆浴場営業については、公衆浴場法
第2条第1項の規定により下記のとおり許可します。

年 月 日

港区長



記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 公衆浴場の種別
- 4 条 件

〔教示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

公衆浴場営業不許可通知書

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その
事務所所在地及び名称〕

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場営業については、下記の理由により許可を与えられないので、公衆浴場法第2条第2項ただし書の規定により通知します。

年 月 日

港区長

印

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 理 由

〔教示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

(宛先) 港区長

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

公衆浴場営業開始届

年 月 日付第 号により許可を受けた下記公衆浴場は、年
月 日から営業を開始するので、港区公衆浴場法施行細則第4条の規定により届
け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 施設完成年月日

年 月 日

(宛先) 港区長

住 所

氏 名

年 月 日生

電話()

被相続人との続柄()

公衆浴場営業承継届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を相続により承継したので、届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地

添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

年 月 日

(宛先)港区長

名 称

事務所所在地

代表者氏名

電話()

公衆浴場営業承継届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を合併により承継したので、届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称
- 2 合併により消滅した法人の事務所所在地
- 3 合併により消滅した法人の代表者の氏名
- 4 合併の年月日
- 5 施設の名称
- 6 施設の所在地

添付書類

- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

年 月 日

(宛先) 港区長

名 称

事務所所在地

代表者氏名

電 話 ()

公衆浴場営業承継届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、下記のとおり公衆浴場営業者の地位を分割により承継したので、届け出ます。

記

- 1 分割前の法人の名称
- 2 分割前の法人の主たる事務所の所在地
- 3 分割前の法人の代表者の氏名
- 4 分割の年月日
- 5 施設の名称
- 6 施設の所在地

添付書類

- (1) 分割により浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 分割により浴場業を承継した法人の登記事項証明書

年 月 日

(宛先) 港区長

住 所

氏 名

電話()

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

公衆浴場営業許可事項変更届

下記のとおり公衆浴場営業許可事項の変更をしたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 公衆浴場の種別
- 4 変更事項

新

旧

5 変更年月日 年 月 日

6 変更理由

添付書類

構造設備の変更の場合は、その説明図

年 月 日

(宛先) 港区長

住 所

氏 名

電話()

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

公衆浴場廃止(停止)届

下記のとおり公衆浴場の廃止(停止)をしたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 公衆浴場の種別
- 4 廃止(停止)年月日 年 月 日
- 5 廃止(停止)理由

(1) 完全廃止 (2) 譲 渡 (3) 増改築
(4) 法人化 (5) その他()

添付書類

営業許可書(廃止の場合に限る。)

年 月 日

(宛先) 港区長

住 所

申請者

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

患者入浴許可申請書

公衆浴場法第4条ただし書の規定により、下記のとおり同条に規定する患者の入浴許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 営業許可番号及び営業許可年月日
- 4 患者用の入浴施設の概要(平面図添付のこと。)
- 5 入浴患者の種類

年 月 日

(宛先) 港区長

住 所

申請者

氏 名

年 月 日生 電話()

〔法人にあつては、その名称、事
務所所在地及び代表者の氏名〕

特 例 承 認 申 請 書

港区公衆浴場法施行条例第4条の規定により下記のとおり基準の特例の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 公衆浴場の種別
- 4 承認を受けようとする事項
- 5 承認を受けようとする理由

特 例 承 認 書

住 所
氏 名

〔法人にあつては、その事
務所所在地及び名称〕

年 月 日付けで申請のあつた基準の特例については、港区公衆浴場法施行条例第4条の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日

港区長



記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 承認事項別
- 5 承認理由

年 月 日

特例不承認通知書

住 所
氏 名

〔法人にあつては、その事務
所所在地及び名称〕

年 月 日付けで申請のあつた特例承認については、下記の理由により承認できないので、港区公衆浴場法施行細則第12条第2項の規定により通知します。

年 月 日

港区長



記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 理 由

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。